

1 付託案件（認定第2号）令和7年度上郡町特別会計国民健康保険事業決算認定の件

税務会計課から歳入部分である国民健康保険税の徴収状況・不納欠損処分状況の説明を受け、担当課から決算概要及び「主要な施策の成果説明書」の説明を受けた。被保険者は減少しているが保険税を見直したため保険税収入は増えたので一般会計からの繰入れは抑えたとのことであった。

また、監査委員の報告及び意見等を参考にしながら、歳入歳出決算書及び諸帳簿の計数の確認及び照合等を実施するとともに、執行の適否等について慎重に審査を行った結果、計数及び経理は正確に処理され、関係諸帳簿等についても的確に整理されていることを確認した。

委員から出された主な質問、意見は以下のとおりである。

〔質問〕 収納率を上げる工夫は。

答 封筒にシールを貼って目立つようにしている。

〔質問〕 国外に転出して国保税を徴収できないケースはあるのか。

答 帰国してしまったら徴収が難しい。執行停止し、3年以内なら再入国した時に他市町であっても徴収を再開する。年間10人もいない程度だが、戻ってこない場合は不納欠損としている。

〔質問〕 差押えはどのような物なのか。車は多くの方が持っている。その他に趣味性の高いバイクなどを持っている場合もあるがどうか。

答 車両は高額な財産だが、一家に一台は仕事や生活に欠かせない。生活を苦しくさせるために差押えをするわけではない。実情をみながら差し押さえている。バイクの件は参考にさせていただく。

〔質問〕 大阪の議員が国保税逃れをしていたが、防げないのか。

答 保険の資格喪失証明等を受け、次の保険へ引き継ぐ手続きをされた場合、行政としてはそれ以上確認できない。

〔意見〕 高い徴収率を維持していることを評価する。

当委員会は認定について質疑を行い、挙手による採決の結果、全会一致で本特別会計決算は認定すべきであると決した。

2 付託案件（認定第3号）令和7年度上郡町特別会計後期高齢者医療事業決算認定の件

担当課から決算概要及び「主要な施策の成果説明書」の説明を受けた。被保険者の増加などで保険料収入8.4%の増、納付金8.9%の増であった。また、フレイル予防講座実施団体は昨年度から1団体の増であった。

監査委員の報告及び意見等を参考にしながら、歳入歳出決算書及び諸帳簿の計数の確認及び照合等を実施するとともに執行の適否等について慎重に審査を行った結果、計数及び経理は正確に処理され、関係諸帳簿等についても的確に整理されていることを確認した。

委員から出された主な質問、意見は以下のとおりである。

〔質問〕 フレイル予防講座の内容、申込み方法は。また、実施団体数が伸びていない理由は。

答 100 歳体操の会場などを訪問して説明しているが、意義が上手く伝わっていないと感じる。PRの仕方を工夫したい。講座の内容は一般的な高齢者向けの筋力アップ体操、運動、栄養及び口腔の専門職が出向いて講座をしている。健康教育の事業については実施団体からの希望で決めている。5人以上の団体で申し込む。加えて100 歳体操も実施していただきたい。

[質問] 「報償費」の不用額が予算の半分以上になっている理由は。

答 令和5年度から始めた補助事業で最大数を見込んで予算を立てていたが、対象者を抽出してみると少なかった。今後は平均利用者数を考慮して予算を立てたい。

[質問] 被保険者数の今後の見通しは。

答 団塊の世代が75歳を迎えているので増加数急増の時期は過ぎたが、まだしばらくは増加する見込みである。

[意見] 高い徴収率を維持していることを評価する。

当委員会は認定について質疑を行い、挙手による採決の結果、全会一致で本特別会計決算は認定すべきであると決した。

3 付託案件（認定第4号）令和7年度上郡町特別会計介護保険事業決算認定の件
担当課から決算概要及び「主要な施策の成果説明書」の説明を受けた。

また、監査委員の報告及び意見等を参考にしながら、歳入歳出決算書及び諸帳簿の計数の確認及び照合等を実施するとともに執行の適否等について慎重に審査を行った結果、計数及び経理は正確に処理され、関係諸帳簿等についても的確に整理されていることを確認した。

委員から出された主な質問は以下のとおりである。

[質問] 「地域支援事業費」の不用額の説明を求める。

答 高齢者医療事業と同様に、当初は最大数を見込んで予算を立てており、対象者の絞り込みでの減額があった。また、予防事業の効果が出たために支出が減ったことも考えられる。

[質問] 100 歳体操や介護予防事業の効果は。

答 介護予防事業は3か月間集中的に実施するが、その後は地域での活動につなげたい。100 歳体操は体操をして筋力を維持していただくほか孤独にさせない狙いもある。体操の後、一緒にお茶をしたりお喋りをする 것도介護予防につながる。100 歳体操立ち上げの支援や運動器具の貸出しを行っているので活用してほしい。

当委員会は認定について質疑を行い、挙手による採決の結果、全会一致で本特別会計決算は認定すべきであると決した。

4 付託案件（認定第5号）令和7年度上郡町水道事業会計決算認定の件

担当課から決算書、経営状況の説明を受けた。特に、給水戸数と年間配水量は減ってい

るが、分水契約を行っている事業者の使用水量が多かったことで純利益が増え黒字となっているとのことであった。

監査委員の報告及び意見等を参考にしながら、付属書類の記載事項が地方公営企業法等に準拠して作成されているか、財務諸表が公営企業の経営成績、財務状況を適正に表示しているか、経営活動が合理的かつ能率的に運営されているかについて、諸帳簿の計数の確認及び照合等を実施するとともに執行の適否等について慎重に審査を行った。また、現金・預貯金等の保有資金について、年度末残高の確認を行った。

結果、計数及び経理は正確に処理され、関係諸帳簿、年度末残高等についても的確に整理、保有されていることを確認した。

委員から出された主な質問は以下のとおりである。

〔質問〕 水道料金の値上げは必要ないのか。

答 令和3年に改定している。現在は、下水道使用料の改定を検討している。

〔質問〕 先日、新聞に上郡町水道の耐震適合率は県下トップクラスとの記事があった。

しかし、耐震管率は下位であった。対策はできているのか。

答 耐震管の使用率は低いが、それと同等の性能があると国が認めた管等を使っており耐震適合率は高い。

当委員会は認定について質疑を行い、挙手による採決の結果、全会一致で本会計決算は認定すべきであると決した。

5 付託案件（認定第6号）令和7年度上郡町下水道事業会計決算認定の件

担当課から決算書、経営状況の説明を受けた後、監査委員の報告及び意見等を参考にしながら、付属書類の記載事項が地方公営企業法等に準拠して作成されているか、財務諸表が公営企業の経営成績、財務状況を適正に表示しているか、経営活動が合理的かつ能率的に運営されているかについて、諸帳簿の計数の確認及び照合等を実施するとともに執行の適否等について慎重に審査を行った。また、現金・預貯金等の保有資金について、年度末残高の確認を行った。

結果、計数及び経理は正確に処理され、関係諸帳簿、年度末残高等についても的確に整理、保有されていることを確認した。

委員から出された主な質問は以下のとおりである。

〔質問〕 下水道事業の民営化は可能なのか。上水道はかつて民営化の動きがあったが水の信用性が問題となり反対の声があった。下水道事業が民営化すれば、電気料金等に連動して下水道使用料も改定できるのではないか。

答 民営化は難しいが、業務の官民連携など国が推進している。官民連携が進んでいるのは大都市。民間側にメリットが少ない地方では進んでいない。

〔質問〕 上水道も含めコスト削減のためにどのような工夫をしているのか。

答 維持管理の経費削減は難しい。動力費を抑えることに力点をおいている。毎日測定している汚水の量に合わせて、3槽ある処理槽のうち2槽だけを使うようにしている。また、上下水道料金の一括徴収を開始し、郵便代・手数料の削減や事務効率

化を図っている。上水道のメーターで水道料金を決めているが、各戸のメーター確認の人件費は上水道と折半している。メーターのデータを自動で管理するシステムを導入している自治体はあるが、高額過ぎるので導入は考えていない。価格が下がれば検討する。

〔質問〕 農業集落排水を公共下水に統合することで、下水道料金は下がるのか。

答 統合すると処理場設置機械の維持管理費が不要になる。しかし、上郡町は下水道の総延長距離が長く、接続工事費や接続後の維持管理費がかさむので、統合しても料金が下がるとは言い難い。上水道使用量で下水道料金を決めているので、利用者を増やすか使用量を増やすと下がるが現実的ではない。

〔質問〕 小規模工事はどのような工事なのか。また、不明水の対策は。

答 マンホールは頑丈な構造物だが、周りのアスファルトが下がり浮き出すことがあるので、その場合に行う舗装打換え工事などが主なものである。また、マンホール部分の腐食やひび割れなどの修理をしている。その結果、地下水や雨水の流れ込みを止めるので不明水が減ったと思われる。

当委員会は認定について質疑を行い、挙手による採決の結果、全会一致で本会計決算は認定すべきであると決した。

6 付託案件（認定第7号）令和7年度上郡町特別会計公営墓園事業決算認定の件

担当課から決算概要及び「主要な施策の成果説明書」の説明を受けた後、監査委員の報告及び意見等を参考にしながら、歳入歳出決算書、諸帳簿の計数の確認及び照合等を実施するとともに執行の適否等について慎重に審査を行った。

結果、計数及び経理は正確に処理され、関係諸帳簿等についても的確に整理されていることを確認した。

委員から出された主な質問、意見は以下のとおりである。

〔質問〕 墓じまいはあるか。

答 電話での問合せはあったが、具体的な相談はない。

〔質問〕 ペット用の墓園にするなどの研究はしているか。小さい区割りで土葬できる区画が設定できないか。

答 ペット用の墓がほしいという声は聞いている。上郡墓園は現在75%の使用率で、その維持管理を最優先にしつつ近隣市町の様子も確認しながら検討する。なお、こぶし苑でのペットの火葬は骨上げができない。

〔質問〕 使用区画231区画に対し、管理費は242区画分あるが。

答 令和7年度分の管理費を納めていただいた上で、年度途中で使用予定が無くなり未使用のままの返還が11区画あった。

〔質問〕 委託料が令和1・2年度164万円、令和3・4年度184万円、令和5・6年度213万円、その後は毎年あがっているが、概ね2年ごとに上がっている。しかも不用額がほぼない。随意契約なのか。

答 見積り合せをしているが、落札者以外は辞退された。

〔質問〕 樹木葬や合葬墓の検討は。

答 相生市の合葬墓を確認したが、コンクリートの平屋に 2,000 体入る施設を建設している。建設費用と需要を考えると本町では難しい。樹木葬の場合も樹木の維持管理コストは必要。ニーズが出てきたときに検討する。

[意見] ペット用の墓地を作ってはどうか。また、墓じまいについて研究すべき。

当委員会は認定について質疑を行い、挙手による採決の結果、全会一致で本特別会計決算は認定すべきであると決した。

以上、報告します。